

ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書 (JPF・実行団体用)

事業名:	
団体名:	

JANPIAでは昨年11月にガバナンス・コンプライアンスに関する応募要件を見直し、いろいろな団体がこの仕組みに参画できるように変更を加えてきました。この動きに呼応して、ジャパン・プラットフォームでも、ガバナンス・コンプライアンスの「体制整備にあたってポイントとなる事項」(C)の達成時期の見直しを行いました。今回、ジャパン・プラットフォームの公募に応募される団体には、以下の通り、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備をお願いいたします。

ここからの作業については「整備のステップ」(A)が2段階あります。

■ステップ1
【資金提供契約締結時までに整備をお願いしたい項目】となります。これらは「項目番号」(B)の1から27に当たります。

■ステップ2
【事業実施期間中を通じて整えていただく項目】で、「項目番号」(B)の28から59に当たりますが「整備優先度」(E)が2種類あります。「整備優先度」(E)の列の○印のは契約開始前後に速やかに整えていただく項目で、以前は契約までに体制整備をお願いしていた項目ですが、今回より達成時期の見直しを行いました。国民の休職資金を活用して事業を行っていただく上で、特にガバナンス・コンプライアンス上、重要であると思われる項目が○印の項目であり、参加団体の体制整備が急がれます。また、審査の段階では、これらの項目の整備状況によって評価が左右されますので、より早い体制整備をお願いするものです。「整備優先度」(E)の列の△印は事業実施期間中に整えていただく項目となります。

【ご記入の手順】
別のシートにある記入例を参考にし、各項目について貴団体の「根拠となる規程類、指針等」(F)と「ポイントとなる事項の該当箇所」(G)についてご記入ください。また現在、該当がない項目に関しては、「整備予定時期」(H)(任意表現で可)をご記入ください。
※「根拠となる規程類、指針等」(F)に記載された貴団体の「規程類、指針等」は申請時に提出が必要ですので、ご留意ください。

規程類を作成する際は以下をご参考にしてください。不明点やご相談はお気軽にジャパン・プラットフォームへお問い合わせください。
JANPIAの規程類: <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
ジャパン・プラットフォームの規程類: <https://www.japanplatform.org/about/regulations.html>

以下(F)(G)(H)は、
応募団体にご記入ください。

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
整備のステップ	項目番号	体制整備にあたってのポイントとなる事項	(参考)JANPIAの規程類	整備優先度	根拠となる規程類、指針等	ポイントとなる事項の該当箇所	該当がない場合 整備予定時期
■ステップ1 【資金提供契約締結時までに整備をお願いしたい項目】		●社員総会・評議員会の運営に関すること					
	1	(1)開催時期・頻度					
	2	(2)招集権者					
	3	(3)招集理由					
	4	(4)招集手続					
	5	(5)決議事項					
	6	(6)決議 (過半数か3分の2か)		・評議員会規則 ・定款			
	7	(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としなさいこととします。					
	8	(8)議事録の作成					
			●理事会の構成に関すること ※理事会を設置していない場合は不要です。				
	9	(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		定款			
	11	(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること					
			●理事会の運営に関すること ※理事会を設置していない場合は不要です。				
	12	(1)開催時期・頻度					
	13	(2)招集権者					
	14	(3)招集理由					
	16	(4)招集手続					
	17	(5)決議事項					
	18	(6)決議 (過半数か3分の2か)		・定款 ・理事会規則			
	19	(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること					
	20	(8)議事録の作成					
			●経理に関すること				
	21	(1)区分経理					
	22	(2)会計処理の原則					
	23	(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別					
	24	(4)勘定科目及び帳簿		経理規程			
	25	(5)金銭の出納保管					
26	(6)収支予算						
27	(7)決算						

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	
整備のステップ	項目番号	体制整備にあたってのポイントとなる事項	(参考)JANPIAの規程類	整備優先度	根拠となる規程類、指針等	ポイントとなる事項の該当箇所	該当がない場合整備予定時期	
【事業実施期間中を通じて整えていただく項目】 右記の項目中、○印は契約開始前後に速やかに整えていただく項目です。 △印は事業実施期間中に整えていただく項目です。 現状を確認させていただき、審査段階における資料にも活用させていただきます。		●役員及び評議員の報酬等に関する事項						
	28	(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	○				
	29	(2)報酬の支払い方法		△				
			●職員の給与等に関する事項					
	30	(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	○				
	31	(2)給与の計算方法・支払方法		△				
			●理事の職務権限に関する事項					
	32	JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	○				
			●監事の監査に関する事項					
	33	監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	△				
			●情報公開に関する事項					
	34	以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	△				
			●組織(事務局)に関する事項					
	35	(1)組織(業務)の分掌	事務局規程	△				
	36	(2)職制		△				
	37	(3)職責		△				
	38	(4)事務処理(決裁)		△				
			●文書管理に関する事項					
	39	(1)決裁手続き	文書管理規程	△				
	40	(2)文書の整理、保管		△				
	41	(3)保存期間		△				
			●利益相反防止に関する事項					
	42	(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと		○				
	43	(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	・倫理規程 ・理事会規則 ・理事の利益相反防止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	○				
	44	(2)自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		○				
			●倫理に関する事項					
	45	(1)基本的人権の尊重	倫理規程	○				
	46	(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		○				
	47	(3)私利私欲の禁止		○				
	48	(4)利益相反等の防止及び開示		○				
	49	(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		○				
50	(6)情報開示及び説明責任	○						
51	(7)個人情報の保護	○						
		●コンプライアンスに関する事項						
52	(1)コンプライアンス担当組織 コンプライアンスを担当する責任者を配置していること	コンプライアンス規程	○					
53	(2)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		○					
		●内部通報者保護に関する事項						
54	(1)ヘルプライン窓口 自団体に整備することが困難な場合は、JANPIAのヘルプライン窓口の外部機関を利用することで足りるものとする	内部通報(ヘルプライン)規程	○					
55	(2)通報者等への不利益処分の禁止 消費者庁が策定した「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日)」に沿った内部通報者保護規程を定めること		○					
		●リスク管理に関する事項						
56	(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	△					
57	(2)緊急事態の範囲		△					
58	(3)緊急事態の対応の方針		△					
59	(4)緊急事態対応の手順		△					